

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	健康福祉部 高齢介護課 認定・保険料係	
不利益処分名	要介護認定の取消し	
根 拠 法 令	介護保険法	
根 拠 条 項	第31条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5581)	
処 分 基 準	<p>(要介護認定の取消し)</p> <p>第31条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第27条第7項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第27条第2項の規定による調査（第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。）に応じないとき、又は前条第2項若しくは次項において準用する第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p> <p>2 第27条第2項から第4項まで、第5項前段、第6項及び第7項前段並びに第28条第5項から第8項までの規定は、前項第1号の規定による要介護認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定 (平成30年 4月 1日最終変更)